



夏季休業中の生活について

仙台市校外指導連盟

夏季休業中は、学校生活から解放され、心理的開放感が非常に大きい時期です。このことを踏まえ、自主的で規則正しい生活を心掛けるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動をとり、社会的なルールを遵守して過ごしましょう。

1 水難事故防止について

- (1) 危険箇所（ため池・調整池・河川・湖沼などの立札設置区域等）には絶対に立ち入らないようにしましょう。河川や湖沼での遊泳は一切禁止されています。
- (2) 校外のプール施設を利用する際は、監視員の指示に従い、必ず準備運動をしましょう。
- (3) 仙台市内の海岸での遊泳は、水遊びも含めて禁止となっています。
- (4) 危険が伴う川遊び、ボート遊びなどは行わないようにしましょう。夜釣りは安全上好ましくないので、保護者同伴でも避けてください。

2 交通事故防止について

- (1) 交通ルールを正しく理解し、事故に遭わないよう気を付けましょう。
- (2) 道路を横断は十分注意し、特に車両の直前・直後の横断や、路上への飛び出しはしないようにしましょう。
- (3) 踏切や曲がり角では、一度止まって必ず安全確認をしましょう。また、線路上や路上での遊びは絶対にしないようにしましょう。
- (4) 自転車事故が多発しています。次のことを留意しましょう。
 - ①ヘルメット着用と点検整備に務め、整備不良（ライト・ブレーキ等）の状態では乗らないこと。
 - ②次のような自転車の運転は交通違反です。絶対に行わないこと。（宮城県道路交通規則第14条第3号・11号参照）
 - ・無灯火、二人乗り、並列走行、ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聞いたりしながらの運転
 - ・傘さし運転、携帯電話やスマートフォンを使用しながらの運転
 - ・右側通行（自転車は軽車両です。車道を走る場合には、左側を通行すること。）
- (5) バイクや自動車の運転は絶対にしないようにしましょう。
- (6) 路上でのローラースケート・スケートボード・一輪車・インラインスケート・キックボード・ローラーシューズ等の遊びは、交通事故につながりかねないので、安全な場所でのみ行いましょう。また、ショッピングセンターなどの店内では使用しないこと。

3 校外生活について

- (1) 「新型コロナウイルス感染防止の3つの基本」（身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い）を徹底し、「3つの密」（密集・密接・密閉）を回避しましょう。
- (2) 外出する際は、家族に目的・帰宅時間を告げてから出かけましょう。午後6時以降の外出は原則として保護者同伴となります。ただし、習い事や児童館等の公共施設を利用する場合の帰宅時間は、保護者の責任と判断によるものとなります。なお、午後6時以降に中学生のみで外出している場合には、警察や補導員、巡視員の方々から声掛けの対象となります。夏祭りなどの場合でも、夜11時以降の深夜徘徊は、即補導の対象となります。（宮城県青少年健全育成条例第36条参照）

- (3) ゲームセンター（大型スーパー内のゲームコーナーも含む）、カラオケボックス、インターネットカフェなどへの出入りは、中学生同士では禁止とし、保護者同伴で出入りする場合は、保護者の責任において健全な利用をお願いします。ただし、問題行動や事故が多発しているゲームセンター等については、保護者同伴でも自粛すること。なお、保護者同伴であっても、法律及び条例で規制されている店舗については、それらを優先して対応することになります。（宮城県青少年健全育成条例第30条・34条・36条参照）
- (4) 夏季休業中は、デパート・大型スーパー・コンビニエンスストア等での万引きが多くなっています。万引きは犯罪（窃盗）です。万引きしないことはもちろん、店舗等における事故防止に努めること。
- (5) 危険な遊び（凶器・有害玩具（エアガン等）の携帯、火遊び、有機溶剤・薬物等の乱用など）は絶対にしないこと。
- (6) スマートフォン・携帯電話やパソコンなどの不適切な活用による事故・トラブルが多発しています。特に、有害サイトにアクセスして高額請求を受けたり、SNS等の利用により個人情報が出たり、不適切な動画がアップされたりするケースが目立っています。保護者の方は、フィルタリングの利用をお願いします。
- (7) タバコを簡単に手に入れることができないよう、ご家庭での管理の徹底をお願いします。
- (8) 出会い系サイト・コミュニティサイト等を利用して、犯罪の被害に遭う事例が発生しています。インターネットの危険性を十分に理解した上で、トラブルの加害者・被害者にならないようにしましょう。
- (9) 旅行・登山・ハイキング・キャンプ・サイクリング等は、心身の健康増進として有効な活動ですが、危険が伴うものでもあります。実施にあたっては、周到な計画のもと、保護者もしくはそれに代わる責任者の同行をもって行うようにしましょう。
- (10) 地震の影響によって新たにできた危険箇所には近づかないようにしましょう。また、復旧作業が行われている地域は大変危険であり、作業の妨げにもなるので立ち入らないようにしましょう。

4 事件・事故に巻き込まれてしまった場合について

- (1) 不審者・変質者・通り魔等による身の危険を感じたら、自分の身の安全を第一とし、速やかに危険から離れてください。その際に周りに誰かいれば、周りの人々へ助けを求めましょう。
- (2) 自分の安全が確保されたら、周囲の方々をお願いし、まず警察へ連絡をしましょう。

泉警察署 375-7171

南光台交番 272-2526

※ 最寄りの交番・警察署の電話番号が思い出せない場合には110番通報を行いましょう。

- (3) 事件や事故の内容については、状況が落ち着いてから学校へも連絡してください。

八乙女中学校 234-1414

- (4) 「こども110番」の家・店の場所を確認しておきましょう。「こども110番通報協カクシー」「学校防犯車両（仙台・まもらいだー）」も児童・生徒の安全を守るために活動しているので、身の危険を感じたら助けを求めましょう。

5 その他

- (1) 夏季休業中は学校内外に関わらず、仙台市内小中学校の教職員が、全市的な立場で指導にあたります。他校の教職員や校外指導関係者からの声掛けに対し、好ましい態度をとるようにしましょう。
- (2) 塾などで他校の生徒と関わり機会が増える時期です。トラブルに発展することのないよう、十分に気を付けること。
- (3) 県中総体の応援については、各競技で決められた規定に従うこと。規定を確認せずに、勝手に応援に行くことはできません。
- (4) 夏季休業中の生活設計をし、自主的で充実した生活を送ることができるようしましょう。

3年生は8/23、1・2年生は8/25、元気に登校してきてください!